

第17回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年11月12日(月)

午前9時00分～午前9時40分

2. 場 所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

第17回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成30年11月12日(月) 午前9時00分～午前9時40分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(8名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二

4. 11月の農業相談委員

2番 安藤 敏生 委員

3番 瓜生 保司 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●土地開発公社 理事長 ●●●●)

③ 荒廃農地に係る非農地判断について

(2) 報告案件

① 農地利用状況調査結果について

② 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 農業会議北九州支部研修の開催について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	安部	真介
事務局職員	高島	健次

開 会 9 時 0 0 分

議長 皆さん。おはようございます。

議長 本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただ今より第 17 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 2 番安藤敏生委員、3 番瓜生保司委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第 5 条申請関係 2 件、荒廃農地の非農地判断関係 1 件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 では、これより現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の 1 ページをお開きください。
付議案件①農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が鬼津にお住まいの●●●●氏、譲渡人が北九州市八幡

西区にお住まいの●●●●氏で、申請地が3ページの字図にありますように、松の本三丁目907番、地目が田、面積が966㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的はご自身が理事長を務める●●●●幼稚園への貸駐車場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図、6ページが縦横断図、7ページが事業計画書、8ページが被害防除計画書で、排水は雨水のみで水路放流および自然流下となっております。9ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして10ページをご覧ください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が●●●土地開発公社 理事長 ●●●●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●氏 他1名で、申請地が12ページの字図にありますように大字別府字門前2825番7 他2筆、地目が田、合計面積が896㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請の目的は道路建設です。遠賀町の計画道路の建設になります。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。13ページが現況平面図兼土地利用計画図、14ページが標準断面図、15ページが事業計画書、16ページが被害防除計画書で、排水は雨水のみで水路放流となっております。17ページが関係者説明に関する調査票となっております。

以上が現地調査を伴う案件であります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 3 分

－ 現地調査後 －

再 開 9 時 2 5 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
まずは、地区担当の矢野英昭委員からご報告をお願いします。

地元委員 先月農地転用の許可申請がございました、幼稚園の駐車場に
(5番) するということですので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に、付議案件②を議題に供します。まずは、地区担当の花
川健二委員からご報告をお願いします。

地元委員 問題はないと思われしますので、よろしくお願いいたします。
(8番)

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 次に、付議案件③について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の18ページをお開きください。付議案件③荒廃農地に係る非農地判断についてでございます。
19、20ページにリストがございますが、尾崎地区の対象農地32筆、10,293㎡について地元生産組合長、担当委員、事務局で、10月25日に現地調査を実施しまして、うち5筆1,822㎡について非農地に該当するというところで議案としております。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③荒廃農地に係る非農地判断について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 それでは、報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは別紙で送付しておりましたA3サイズのリストをご覧ください。報告案件①農地利用状況調査結果についてでございます。7月の農業委員会総会で依頼し、9月までにご提出いただきました今年度の利用状況調査においてご指摘のありました農地についてでございます。委員さんの指摘のあった農地について、事務局においても11月1日に現地を確認してまいりました。その結果、事務局としての判定をし、委員さんと異なる結果となったものについて事務局の撮影した写真・航空写真を見ていただき確認していただいております。差支えなければ事務局判定を最終判定とし、今年度の農地利用状況調査結果ということで取りまとめまして、ここで黄色判定となった農地については今月中に利用意向調査書を発送し、赤色と判定されました農地については次年度以降からになると思いますが、非農地判断の対象農地として取り扱っていきます。以上です。

議長

ありがとうございます。
本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

無いようですので、それでは、報告案件②について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案書の21ページをお開きください。報告案件②農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、20筆17,093㎡について合意解約が出てきております。以上です。

議長

ありがとうございます。本件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

それでは、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件について説明

議長 それではその他皆さんの方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 ないようでございますので、以上をもって、第17回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 9 時 4 0 分